

現代社会学部公開講座 京都女子学園創立100周年（創始111年）記念

「児童労働、ストリート・チルドレン、子ども兵士」

公開講座プログラム

- 開催日時 2010年6月26日（土）13：00～16：00
- 場所 京都女子大学 J525教室
- 講演
「子どもを守る国際レジェーム」
初瀬 龍平 氏（本学教授）
「アジアの児童労働」
香川 孝三 氏（大阪女学院大学教授）
「タイ北部のストリート・チルドレンと政府・NGO」
堀 芳枝 氏（恵泉女学園大学准教授）
「アフリカにおける紛争と子ども兵士問題」
杉木 明子 氏（神戸学院大学准教授）
「子どもの権利条約と子どもの状況」
戸田 真紀子 氏（本学教授）

今回の公開講座は、2007年度～2009年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（B））『子どもの安全保障』の国際学的研究—子どもの日常性回復をめざして—（代表者初瀬龍平）の研究成果の一部を報告するものである。この共同研究の契機となったのは、研究代表者の初瀬が、数年前に京都女子大学の現代社会学部の2年生向けの演習のクラスで、テキストとして、石弘之著『子どもたちのアフリカ』（岩波書店、2005年）を用いたことにある。学生は、エイズ孤児、性的虐待、女性性器切除（FGM）¹⁾、子ども労働、少年兵、子ども奴隷などの問題に高い関心を示したが、いずれのケースも深刻なことが多く、衝撃を受けた。そこで、初瀬は、今回の科研グループの仲間とともに、途上国の子どもの現状とそれを改善する国際的取り組みを共同研究することにした。その中間報告は、すでに初瀬龍平・松田哲・戸田真紀子編『国際関係のなかの子ども』（お茶の水書房、2009年）で公表してある。

1) WHOの定義によれば、FGM（Female Genital Mutilation）とは、「医療以外の理由で、女性の外性器の一部又は全部を除去することなど、女性の性器に損傷を与える、すべての処置」のことである。この処置は、西アフリカ・東アフリカ・北東アフリカの諸国、アジア・中東の数カ国、および北米・ヨーロッパの一部の移民社会で行われている。

講演の要旨

(1) 子どもを守る国際レジーム

初瀬 龍平

1. はじめに：子どもをどうみるか

本研究では、途上国の子どもを国際関係のなかの社会的弱者とみている。とくに女の子は、性的搾取などを受ける可能性がある点で、より弱者といえる。ここで二つのことを確認しておきたい。一つは、子どももひととして生命、食べ物、水、家、健康、家族の団らん、家族内の安心感、教育などのBasic Human Needsをもっており、それを保障される権利をもっていることである。もう一つは、ひとは、働かなくても、生きていけないことである。子どもの場合も、養育者がいない場合には、自ら何らかの形で働かなければならない。それは、児童労働、ストリート・チルドレン、少年兵士、性的被搾取などである。

2. 生きることを奪われる子ども

有名な例を挙げると、(1)1972年にベトナム戦争で、避難所が空爆され、戦火から真っ裸で逃げる少女の有名な写真がある。この写真は、今日 <http://www.kimfoundation.com/modules/contentpage/index.php?file=quicktime.htm&ma=50&subid;subid=501> (2010年6月29日アクセス) で見ることができる。その少女は奇跡的に生き延びて、現在カナダに住み、ユネスコ平和親善大使などとして活躍している。(2)ベトナムで戦争終結(1975年)後に枯れ葉剤の残留ダイオキシンを体内吸収した母親から1981年に生まれた結合性双生児ベトク

んとドクくんのことは、日本でよく知られている。二体に分離したあと、弟のドクくんは生きており、結婚して、子どもにも恵まれている。(3)1983年-85年にエチオピア、モザンビーク、ジンバブウェに干ばつと飢餓が発生し、栄養失調でガリガリにやせた子どもや、お腹だけ大きくふくれた子どもたちの写真²⁾が世間の注目をひいた。タレントの黒柳徹子さんが、ユニセフ親善大使として活躍された。(4)日本では、問題とならなかったが、1970～80年代にボトル・ベビー向けの粉ミルクが途上国で新生児、乳幼児の命を奪うことが問題となった。

3. 苦しみにたえて生きる子ども

虐げられても、奴隷状態でも働かなければならない子どもたちがいる。児童労働については香川先生の講演、ストリート・チルドレンについては堀先生の講演、子ども兵士については杉木先生の講演で、詳しい紹介がなされる。この他に、子どもへの性的虐待、人身取引など、「闇の世界の子供たち」がいる。

4. 国際関係のなかで子どもをみる

一つの意味は、乳幼児死亡、戦争・麻薬・エイズによる少年・少女期の死亡、少年・少女期の労働酷使(児童労働)、子ども兵士、四肢切断(戦中・戦後の対人地雷、クラスター爆弾などの被害)、人身売買・性的虐待などでの犠牲となり、子どもとして十分に発達する機会を奪われることである。もうひと

2) この症状をタンパク質欠乏症・クワシオルコル(kwashiorkor)と呼ぶが、この病状の子どもの写真はweb siteで“kwashiorkor photos”と入力すれば、見ることができる。

つは、子どもから大人になることに関するの意味である。順調に成長して大人になった、もと子どもが、大人になってから、次の世代以降の子どもを大切にすることがある。子どもの時期を問題なく成長して政治家や軍人になったひとでも、戦争において他国の子どもを巻き添え、殺害するような作戦を承認、展開したり、子どものときから優秀であった企業人が、世界システムのなかで、他国の子どもを苦しめるような企業戦略をとるかもしれない。国内、社会、家庭的にみて好ましい大人が、子どもたちを苦しめる国際関係の構造を再生産していくのである。しかし、子どもを人権侵害から救済するために、活動している大人、国際機関、国際NGOで活躍している大人、一国内で社会の既得権益にとらわれずに、子どもへの支援活動が続けている大人もいる。このひとたちには、子どものとき、必ずしも恵まれた環境に育っていないひとが含まれる。

5. 国際関係理論と子どもの人間類型

パワー・ポリティクス論では、子どもは、将来立派な政治家、官僚、国民になれるようにと、教育される。男の子には、将来の将兵向けの教育がなされる、女の子には、将来多くの子どもを産み、多くの将兵を供給する母親になることが、期待される。この意味で子どもとして立派に育った大人も、自分たちの世代の戦争で相手国の市民（多くの子どもを含む）を殺害することを選ぶかもしれない。

世界システム論では、長期的にみれば、次の世代の経済主体（経済官僚、経営責任者）と生産者（労働者、農民）を作り出すために、子どもたちを教育していく。ここでも、パワー・ポリティクスと同じ問題が生じる。す

なわち、目標に合致するように成長した大人が、自分たちの利益のために、世界の他の地域の子どもの犠牲にするかもしれない。

国際レジーム論では、国際関係のなかでの社会的弱者である子どもたちに対して、国際人権関係の条約、ILO・ユニセフ・ユネスコ・WHOなどの国際機関、国際NGO、それに各国国内機関を通じて保護と救済を保障し、立ち上がりの機会を与えることを重視する。それを支えるのが、1970～80年代に唱えられたBHN（Basic Human Needs）、及び、1990年代に主張されだした「人間の安全保障」という国際的了解事項である。

6. 子どもの安全保障

世界銀行やILOなどの国際機関が、栄養、教育、健康、住居、飲用水、衛生のBHN（Basic Human Needs）という開発目標をおくと、その充足は子どもにとっての権利となる。BHN（1970年代後半ILO、世界銀行）から「人間の安全保障」（1994年UNDP）へ、さらに「子どもの安全保障」と考えを発展させることができる。「人間の安全保障」の概念は、直接あるいは間接に「子どもの安全」に関係している。子どもは社会的弱者であるだけに、その安全が侵害される度合いがいっそう高い。この意味で「子どもの安全保障」という見方が必要で有効となる。

7. まとめ：子どもを守る国際レジーム

BHNと「人間の安全保障」は、国際関係のなかの弱者を国際レジームと結びつける理論的、政策的支柱となる。この関連で、「子どもの安全保障」と「子どもを守る国際レジーム」の考えが意味をもつ。

(2) アジアの児童労働

香川孝三

6月12日は、「児童労働反対デー」(World Day against Child Labour)である。これは、2002年6月12日に、最も悲惨な形態の児童労働に関するILO182号条約が成立したことを記念するもので、児童労働反対を訴える運動を世界的に促進するために定められた。

現在サッカーワールドカップが行われているが、サッカーボールには児童労働が深く関わっている。ワールドカップにおいては、少なくともフランス大会以降は児童労働のボールは使わないという宣言をFIFAがしているが、それ以前は使われていた。サッカーボールの8割がパキスタンとインドにおいて作られており、家内労働で作られているために児童労働が多く、日本にも児童労働で作られたサッカーボールが輸入されている。

さて、児童労働は、児童が教育の機会を奪われ、経済的に搾取されて働かされている労働を意味している。そこで、親の手伝いのように教育的見地からの労働や子役や日本における新聞配達等の労働は搾取には当たらないので児童労働には含まれない。これを英語では前者をChild Labour、後者をChild Workと区別している。

また、児童労働を禁止する年齢について、ILO条約で規定されている。義務教育を終えていない者で、年齢が15歳未満、発展途上国の場合は14歳未満の者の労働が禁止されている。ただし、軽易な労働の場合には13歳以上から15歳未満、発展途上国においては12歳以上14歳未満でも可能である。また、危険業務については18歳未満は不可である。ただし健康・安全・道徳への配慮があれば16歳以上で

も可能である。

発展途上国では、7、8歳から12、13歳までずっと働いているという形態が多く見られるというのが現状である。2008年時点で、全世界で1億5285万人の子どもが児童労働によって経済的に搾取されている。2000年の1億8630万人と比較すると若干の低下が見られる。地域別に見ると、アジア太平洋地域において数が多く、1億1360万人である。サハラアフリカでは数的には6506万人と少ないが、この地域の児童の25.3%、つまり4分の1が児童労働に従事している。

具体的にどのような形で働いているのか。多くは農業に従事している。カカオ、お茶、コーヒーなどのプランテーション、漁業や鉱業に従事している場合もある。廃坑でダイヤモンドやレアメタルを採掘し、危険な状況のもとで働いている。

製造業では、カーペット、縫製、絹織物、ガラス、花火、おもちゃ、研磨、注射針、サッカーボールなどの製造に携わっている。

サービス業では、売春や麻薬の売買、花売り、靴磨き、かっぱらい、車ひき、物乞いに従事している。物乞いのために幼児がレンタルされている実態が見られる。

また、家事使用人として他人の家でお手伝いさんとして働くケースもある。たいてい女児で、4～5歳から働いている。セクハラなどの問題が起きやすい。さらに、ストリート・チルドレンとなる場合もある。

それでは、児童労働をなくすためにはどうしたらよいのだろうか。児童労働の最大の原因は貧困である。児童を労働の場から外すだけでは児童労働の問題は解決しない。児童労働をなくすためには、親を含めた家族全体の

生活保障が不可欠であり、貧困の循環から脱出させるためには働く児童に教育を受ける機会を与えることが大切である。

多くのレベルで児童労働撲滅のための取り組みが行われている。国際機関では、ILOの児童労働撲滅計画がある。ILOの児童労働撲滅計画は30年近くの歴史があり、日本も資金の提供を行っている。ここでは、50カ国が約300のプログラムを実施しているが、実現に困難をきたしているという現状がある。

国レベルとしては、発展途上国自体の政府が努力をしているが、腐敗のために児童労働禁止の実効性がない。また、先進国からはODAを通じて児童労働をなくすための活動を行っている。日本は、教育プログラムとセットでの支援を実施している。

企業レベルとしては、少なくとも海外に進出した日本企業が直接児童を雇うということはないが、部品製造の下請には児童労働が含まれているケースがある。先進国の企業が下請企業で児童を働かさないことを宣言し、児童を労働の場から排除するだけでなく、奨学金や教育支援を実施している。

労働組合としては、企業が児童労働を排除しているかどうかの監視の活動を行っている。日本の連合は児童労働撲滅計画に寄付し、その傘下にある国際労働財団はネパールやインドに学校を作って働く児童に教育の機会を提供している。

NGOでは、学校経営や奨学金などの、子どもの救済・教育を受ける機会の提供している。そして、個人レベルでも児童労働撲滅への取組に参加が可能である。具体的には、フェアトレードへの参加、寄付、NGOの活動・イベントへの参加がありうる。

このように様々なところで児童労働をなくす努力が行われている。児童労働を廃止すべきであるという規範は認められているが、それを、いかに、どのようなプログラムで撲滅していくか、ということが問われている。

(3) タイ北部のストリート・チルドレンと政府・NGO

堀 芳枝

報告者は、タイのストリート・チルドレンと児童労働がどのように違うのかに触れつつ、子どもの権利条約の観点からタイ政府の対策の限界、国際機関やNGOの役割について報告した。1989年に国連で採択された子どもの権利条約については、アメリカとソマリアを除く193カ国が批准しており、本報告では主に第7条（出生登録・名前・国籍取得の権利）および第22条（難民の子どもの保護）との関連が述べられた。

タイは人口約6380万人（2008年末）、タイ族、華僑、マレー系民族、および少数民族で構成されている。戦後は東南アジアの中でもっとも安定した経済成長を遂げたが、地域格差の拡大が、昨年からの「赤シャツ」による反政府デモに結びついている。たとえば、東北タイの年間一人当たりの所得は2万3,900バーツ（1995年）から3万6,500バーツ（2006年）と増え、所得伸び率は55%だが、バンコク周辺地域では伸び率は低いとはいえ、年間約20万バーツ以上の所得がある。さらに、タイは周辺諸国よりも経済が突出している（タイの一人当たりのGDPは4,081ドル（2008年）、ミャンマーは219ドル、カンボジアは約774ドル）。この経済格差によって、周辺諸国から移民労働者だけでなくストリート・チルドレンや児

童労働者がタイに流れてくる状況を生み出している。

タイのストリート・チルドレンは、バンコク他主要都市全体で約2万人存在し、北タイのチェンマイ都市部には300人から500人存在する。北タイのストリート・チルドレンは山岳少数民族の子どもやミャンマーのアカ族の子どもが多いのが特徴である。

ストリート・チルドレンとは、1日の大半を路上で生活する子どもで、帰る家や家族がある子ども（Children on the Street）と、帰る家がない子ども（Children of the Street）に分類される。彼らは生きるために花売り、物乞い、児童買春、麻薬密売などの児童労働に従事していることから児童労働者でもある。こうしたストリート・チルドレンが生み出される要因には、直接的要因として貧困と家庭崩壊、構造的要因としてタイ人との諸権利の格差や1990年代以降のチェンマイの観光化の進展やグローバリゼーションがある。特にミャンマーの軍事政権からタイに逃れてきた人々は、不法移民として正規雇用の機会から排除され、親が麻薬密売から麻薬中毒に陥り、子どもに物乞いをさせるケースが見られる。山岳民族の貧困や格差には、出生登録と無国籍の問題がある。ユニセフによれば、約100万人の山岳地帯の少数民族の子どもたちが出生届を提出していない。そうした子どもたちは教育や社会的保障、子どもの権利条約の諸権利にもアクセスできなくなる。さらには、タイ国内の外国人労働者の子ども約40万人も無国籍の状況であるという。

こうした状況に対してタイ政府は1992年に子どもの権利条約に参加し、2003年には児童保護法を制定した。本法では子どもの最善利

益の優先、差別の禁止、家庭崩壊した子どもの保護などを規定しつつ、2005年7月の閣議決定により、無国籍や市民権のないエスニック・マイノリティや移民の子どもに対して学校に来ればそこで登録し義務教育を受けることを承認した。しかし、政府は依然として、子どもの権利条約第7条と第22条を留保している。これはタイ人との諸権利の格差是正について消極的で、周辺諸国との外交関係に配慮しているためである。すなわち、タイ社会に子どもの権利条約の規範は浸透しつつあるが、タイ政府が国益として何を優先するかということと、すべての子どもの権利を実現することは必ずしも一致しないことがわかる。

国家の限界を補う上で、国際機関やNGOの活動は重要である。たとえば、国連「子どもの権利委員会」はタイ政府に第7条および第22条の留保撤回を勧告している。また、「The Volunteers for Children Development Foundation」というNGOは、チェンマイとチェンライにおいて、フィールド調査やドロップイン・センターでストリート・チルドレンと交流を図り、彼らが希望すれば「子どもの家」で共同生活をしながら学校に通うなどの支援を実施している。

総括すると、タイ北部のストリート・チルドレンの背景には貧困と家庭崩壊、タイ人との諸権利の格差やグローバリゼーションがある。タイ政府は子どもの権利条約を批准しその実現に向けた行政措置は進められているが、第7条および第22条の留保など、ストリート・チルドレンの問題を根本的解決するには至っていない。そうした国家に働きかける国際機関や現場で子どもをエンパワーしてゆくNGOの役割は子どもの権利の実現に向けて不可欠

であるといえる。

(4) アフリカにおける紛争と子ども兵士問題

杉木明子

一般的に、子ども兵士とは、「18歳未満で、軍隊もしくは武装組織のメンバーとなり、戦闘もしくは軍隊に従事している子ども」をさす。「子ども兵士禁止のための世界連合」(CSC)によると、2001年の時点で世界では30万人以上の子どもが前線で戦っている。特にサハラ以南アフリカは最悪の状態で、世界の子ども兵士の約40%がサハラ以南アフリカにいと推計されている。子どもたちが兵士となる背景には、①強制的徴募、②「自発的志願」があり、①のケースが最も多いが、②のケースも4～6割ほどいるといわれる。子どもたちが徴用されるのは、子どもは「便利な兵士」だからである。子どもは純粋で、従順であるため、洗脳と訓練により優秀な兵士になりうる。また、成人に比べ、容易に調達が可能である。すでに国際社会は子どもの徴募を禁止する国際条約を制定し、多くの国がこれらの条約を批准（もしくは加入）し、国内法化しているが、遵守されていないのが現状である。

本報告では北部ウガンダの事例から子ども兵士の現状、社会復帰の問題を考えていきたい。1962年の独立以降、ウガンダでは度々クーデターが発生し、政治、経済、社会的混乱が続いたが、1986年にムセヴェニ議長率いる国民抵抗運動（NRM）が政権を掌握し、北部以外の地域は政治的に安定した。しかし、アチョリランドとよばれる北部（グル県、アムル県、パデル県、キティガム県）ではクーデターに倒れたオケロ政権を支持するウガンダ人民民主軍（UPDA）や霊能力を持つとされる

アリス・ラクウェナ率いる聖霊運動（HSM）がNRMの支配に抵抗した。UPDA、HSMは政府軍に敗れるが、ジョセフ・コニー率いる「神の抵抗軍」（LRA）が1987年頃から勢力を拡大していった。LRAは当初、北部の住民の支持を得ていたが、次第に住民の支持は失われていった。そのため、LRAは北部で子どもたちを拉致や誘拐によって徴募し、戦力として利用してきた。2005年のユニセフの統計では、拉致された子どもは2万5千人以上のほり、子ども兵士はLRAの兵力の約8割に相当する。元子ども兵士の証言によると、LRAに徴募された子どもは、殴られたり、拷問を受けたり、殺害の場を目撃させられ、徹底的に恐怖を植え付けられる。その後、銃の使い方や戦闘の仕方などを教わり、時に友人、家族、隣人などの殺害や略奪を命じられ、残酷な兵士となる訓練をうける。少女は、兵士の「妻」や性的奴隷にされる場合が多い。子どもたちは自らの意思でなく、兵士になることを余儀なくされたという認識から、北部ウガンダの人々はLRAのメンバーになった子どもたちを「子ども兵士」ではなく、「拉致被害者」とよび、LRAから逃れた子どもたちを「帰還者」とよんでいるが、ここでは便宜上、子ども兵士という言葉を使用する。

北部では紛争が激化していた2005年頃までは、LRAの拉致から逃れることができて、子どもたちが直面する現実は厳しかった。多くの子どもたちはLRAからの襲撃を避けるために、自宅を離れ、国内避難民キャンプ（IDP）キャンプで生活した。IDPキャンプの環境は劣悪で、人権侵害も多く、死亡率も高かった。またLRAの拉致部隊が徘徊する地域では拉致から逃れるために、夜になると比較的安全な

市の中心部に毎日やってきて、バスの車庫、教会、病院などで眠り、朝になると自分の家に戻る「ナイト・コミューター（夜の通勤者）」とよばれる子どもたちもいた。

近年、治安が安定してきたことから、子ども兵士の社会復帰に向けた取り組みには進展がみられるようになった。一般的に、子ども兵士の社会復帰はDDRR（武装解除・動員解除・リハビリテーション・社会統合）とよばれるプロセスで進められる。北部では、脱走や政府軍の保護によりLRAから逃れてきた子どもは、まず政府軍のチャイルド・プロテクション・ユニットで登録を行い、武装解除・動員解除が行われる。つぎに子どもたちの出身地域にあるNGOが運営しているリハビリテーション施設に連れて行かれる。例えば、グル県のグスコ（GUSCO）では、子どもたちの健康診断、カウンセリング、グループ・セラピーなどが行われ、社会復帰に向けた準備が行われる。子どもたちが施設に滞在するのは、最長で6カ月で、その後は家族や親せきのもとへ引き取られることになっている。だが、コミュニティへ戻った子どもたちは様々な問題に直面するケースが多い。特に、これまで行った残虐な行為や「敵」の子どもを産んだということで、家族やコミュニティのメンバーから受け入れを拒まれる元子ども兵士が少なくない。第2に、教育や職業訓練を受けていないため、仕事を見つけることが難しい。第3に、心身の後遺症に苦しめられていても適切な支援を受けることができないことである。

今後の最優先課題は和平の実現である。LRAは2005年以降、拠点をコンゴ東部へ移し、現時点で北部の治安は安定しているが、2008

年に政府とLRAの和平交渉が決裂している。また、北部はウガンダ国内でも最も貧困率の高い地域であり、失業問題を改善し、元子ども兵士の社会統合を進めるには経済開発を進める必要がある。その際、政府とコミュニティのメンバーとの対話とパートナーシップにより、具体的な政策が立案される必要があるだろう。さらに、土地法の改正に伴う土地問題が深刻化しており、多くの人々がIDPキャンプから村へ戻る際に、様々な問題が浮上することが想定される。いずれにしても、子ども兵士の社会復帰には取り組むべき課題が多々あり、それは包括的に多様なアクターとのパートナーシップによって進められる必要がある。

(5) 子どもの権利条約と子どもの状況—生きる権利と育つ権利：ケニアの子どもたちを事例として—

戸田真紀子

1. はじめに：子どもの権利条約の4つの柱
子どもの権利条約は、1989年に第44回国連総会で採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准している。まず初めに、この条約を支える4つの柱を説明したい。

- ①生きる権利：子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。
- ②育つ権利：子どもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要である。
- ③守られる権利：子どもたちは、あらゆる種

類の差別や虐待、搾取から守られなければならない。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っている。

- ④参加する権利：子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができる。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務がある。

昨今の「子どもの貧困」の問題や「無保険の子ども」の問題をみれば、日本においても、上記の4つの権利が守られているとはとても言えないが、本日取り上げるケニアのように、国連開発計画UNDPの人間開発指数によるランキングの下位グループに位置している国では、子どもの直面している問題の深刻度が違う。

ケニアでは、国の定める貧困ライン以下の生活をしている人々が全国民の52%にのぼる(2000-2006. UNDP, Human Development Report 2009)。ケニアの国の貧しい子どもたちの状況は、貧富の格差の緩和など、ケニアの政治家が努力しないと解決しない側面もあるが、不公平な貿易ルールの是正など、先進国が取り組まないと改善されない問題もある。そのためには、私たち日本人が、ケニアの子どもたちの状況に関心を持つことが、とても重要である。

ケニアの子どもたちは、どのような問題に直面しているのだろうか。次に、ケニアの子どもたちと「生きる権利」について考えていきたい。

2. ケニアの子どもたちと「生きる権利」

5歳未満児死亡率という指標がある。千人の赤ちゃんが生まれて、5歳の誕生日を見ずに死ぬ子が何人いるかという数字で表される。表1でわかるように、日本では、2008年に、千人中4人が死んでしまった。これがケニアになると3桁になる。2008年の時点での数の多さだけではなく、1960年の数値と比べて、どのくらい減ったかということにも注目してほしい。インドなどアジアの国と比較して、アフリカの国の減少率はとても鈍い。

表1 5歳未満児死亡率の各国比較とその変化

国名	1960年	2008年
シェラレオネ	390	194
ウガンダ	222	135
ケニア	204	128
ボツワナ	173	31
インド	234	69
日本	39	4

3. ガリッサの子どもたちと「育つ権利」

育つ権利については、報告者の調査地であるケニア共和国北東州ガリッサ県の子どもたちを事例として考えていきたい。

北東州は、ケニアで最も貧しい地域だと言われている。イギリスの植民地時代から独立後まで、開発から取り残されてきた。ケニアの他の地域との格差は、識字率(15歳以上)をみると歴然としている。2005年の調査では、ケニア全体の識字率が61.5%、首都ナイロビでは87.1%であるのに対し、北東州の識字率は9.1%に過ぎない。初等教育の就学率をみると、2003年以降初等教育の無償化が導入され、2004年の時点で、ケニア全体の初等教育就学

率は79%（2004年。UNDP2007／2008）であった。同じ年で比較する数字は持っていないが、2007年のインタビューで得た数字では、首都ナイロビは89%、ガリッサ県は15%。2009年のインタビューでは、ガリッサ県は18.5%という低い数字を示している。

どうして、このような格差が存在するのだろうか。授業料無償化が導入されたのに、ガリッサの子どもたちが教育を受けるのは、どうしてこのように難しいのだろうか。まず、貧困がその原因である。授業料は無償化されても、学校からは、門番の費用など、色々細かい請求書が届く。これが払えない。文房具を買うことができない。そして、これは女の子特有の問題であるが、生理用品を親が用意することが出来ない。このような家庭の娘は、生理中、学校を休むそうである。2009年の調査時、生理用品は、10個パックで100シル（125円）であった。

4. どうして医学の発達の恩恵を受けられない子どもがいるのか、どうして学校に行けない子どもがいるのか

生きる権利や育つ権利が保障されていないことの第一義的責任は、もちろんケニア政府にある。政府の無策、貧富の格差や地域格差

の是正を怠っていることなど、様々な指摘がある。しかし、ケニア政府の努力だけではどうしようもない現実がある。先進国の側にも、新植民地主義や不公平な貿易ルールを放置し、ケニアの貧困を作り出している責任がある。

アフリカ全体の数字であるが、かつての累積債務の問題をみてみよう。1970年から2002年までにアフリカは2940億ドルの資金を先進国から借り、2600億円の返済をしたのに、まだ2300億円の借金が残っていたという（2005年、S. Lewisの講演録 *Race Against Time* より）。先進国がいかに高い金利で、アフリカ諸国に資金を貸し付けていたかが如実にわかる。

5. 私たちがすべきこと

まず、私たち日本人の暮らしと無縁ではない貧しい子どもたちの暮らしに関心をもつこと。それに加えて、日本の子どもの「生きる権利」と「育つ権利」が守られているかどうかという問題に関心をもつこと。

日本でも、「児童虐待」、「いじめ」による自殺、「子どもの貧困」、親子の路上生活、「無保険の子供たち」など、過酷な環境に追い込まれ、厳しい状況に直面し、時として、助けを得ることもなく命が絶たれてしまう子どもがいる。